

新潟県公安委員会規則第5号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

令和元年10月25日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則（平成20年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>別記様式第2号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p>報告・資料提出要求書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第3号（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>是正命令書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第2号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p>報告・資料提出要求書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</u></p> <p>別記様式第3号（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>是正命令書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</u></p>

(探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成19年新潟県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>別記様式第2号（第3条関係）</p> <p>指示書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第3号（第4条関係）</p> <p>営業停止命令書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第4号（第5条関係）</p> <p>営業廃止命令書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第2号（第3条関係）</p> <p>指示書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</u></p> <p>別記様式第3号（第4条関係）</p> <p>営業停止命令書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</u></p> <p>別記様式第4号（第5条関係）</p> <p>営業廃止命令書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前						
(フレキシブルディスクによる手続)	(フレキシブルディスクによる手続)						
<p>第27条の2 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下この条において「認定規則」という。)第13条の<u>フレキシブルディスク</u>は、<u>産業標準化法</u>(昭和24年法律第185号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下この条において「<u>日本産業規格</u>」という。)X6223に適合する90ミリメートル<u>フレキシブルディスクカートリッジ</u>でなければならない。</p> <p>2 認定規則第13条の規定による<u>フレキシブルディスク</u>への記録は、次に掲げる方式に従って行われなければならない。</p> <p>(1) <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本産業規格</u>X6225に規定する方式</p> <p>(2) <u>ボリューム及びファイル構成</u>については、<u>日本産業規格</u>X0605に規定する方式</p> <p>(3) 文字の符号化表現については、<u>日本産業規格</u>X0208附属書1に規定する方式</p> <p>3 認定規則第13条の規定による<u>フレキシブルディスク</u>への記録は、<u>日本産業規格</u>X0201及びX0208に規定する図形文字並びに<u>日本産業規格</u>X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。</p> <p>4 認定規則第13条の<u>フレキシブルディスク</u>には、<u>日本産業規格</u>X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第27条の2 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下この条において「認定規則」という。)第9条の<u>フレキシブルディスク</u>は、<u>工業標準化法</u>(昭和24年法律第185号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下この条において「<u>日本工業規格</u>」という。)X6223に適合する90ミリメートル<u>フレキシブルディスクカートリッジ</u>でなければならない。</p> <p>2 認定規則第9条の規定による<u>フレキシブルディスク</u>への記録は、次に掲げる方式に従って行われなければならない。</p> <p>(1) <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格</u>X6225に規定する方式</p> <p>(2) <u>ボリューム及びファイル構成</u>については、<u>日本工業規格</u>X0605に規定する方式</p> <p>(3) 文字の符号化表現については、<u>日本工業規格</u>X0208附属書1に規定する方式</p> <p>3 認定規則第9条の規定による<u>フレキシブルディスク</u>への記録は、<u>日本工業規格</u>X0201及びX0208に規定する図形文字並びに<u>日本工業規格</u>X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。</p> <p>4 認定規則第9条の<u>フレキシブルディスク</u>には、<u>日本工業規格</u>X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>						
<p>別記様式第7の9</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">緊急自動車運転資格審査申請書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とする。</p> <p>(略)</p>	緊急自動車運転資格審査申請書	(略)	(略)	<p>別記様式第7の9</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">緊急自動車運転資格審査申請書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とする。</p> <p>(略)</p>	緊急自動車運転資格審査申請書	(略)	(略)
緊急自動車運転資格審査申請書							
(略)							
(略)							
緊急自動車運転資格審査申請書							
(略)							
(略)							
<p>別記様式第7の10</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">緊急自動車運転資格記載申請書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>備考 1～3 (略)</p>	緊急自動車運転資格記載申請書	(略)	(略)	<p>別記様式第7の10</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">緊急自動車運転資格記載申請書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>備考 1～3 (略)</p>	緊急自動車運転資格記載申請書	(略)	(略)
緊急自動車運転資格記載申請書							
(略)							
(略)							
緊急自動車運転資格記載申請書							
(略)							
(略)							

4 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列</u> 4番とする。 (略)	4 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列</u> 4番とする。 (略)
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。